


# 介護報酬の算定構造(案)

## 地域密着型サービス

:平成27年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時**対応型**訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護**老人福祉施設入所者生活介護**
- 8 複合型サービス費
- 9 **地域密着型通所介護費**

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

9 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	個別送迎体制強化加算	入浴介助体制強化加算	事業所と同一建物に居住する者から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	事業所が送迎をわない場合	
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 426 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)			1日につき +94単位	片道につき +47単位	
		要介護2 ( 488 単位)																	
		要介護3 ( 552 単位)																	
		要介護4 ( 614 単位)																	
		要介護5 ( 678 単位)																	
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 641 単位)																	
		要介護2 ( 757 単位)																	
		要介護3 ( 874 単位)																	
		要介護4 ( 990 単位)																	
		要介護5 ( 1,107 単位)																	
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 735 単位)																	
		要介護2 ( 868 単位)																	
要介護3 ( 1,006 単位)																			
要介護4 ( 1,144 単位)																			
要介護5 ( 1,281 単位)																			
ロ 療養通所介護	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)																		
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																		

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1回につき 6単位を加算)

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目